

葛飾区男女平等に関する意識と実態調査

調査ご協力のお願い

区民の皆さんには、日頃から区政に対し、ご理解とご協力をいただきありがとうございます。

本区では、平成16年3月に「葛飾区男女平等推進条例」を制定し、女性も男性も性別にとらわれることなく、自らの人生は自らが決めるという、自分らしく生きる権利が保障される男女平等社会の実現を目指してさまざまな施策に取り組んでいるところです。

このたび「葛飾区男女平等推進計画(第7次)」の策定にあたり、区民の皆さんのご意見・ご要望を反映させていくために、「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」を行うことになりました。

調査の対象には、住民基本台帳から無作為に満15歳以上の男女3,000人の皆さんを選ばせていただきました。調査結果はすべて統計的処理をいたしますので、個人が特定されることはありません。この調査目的のみ使用し、他の目的で使われることは一切ございません。

回答に必要な時間は20分程度です。お忙しいところ大変恐縮ですが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようよろしくお願ひいたします。

令和7年7月

葛飾区 総務部人権推進課

ご記入にあたってのお願い

ご回答は、郵送またはインターネットによるいずれかの方法で7月25日(金)までに投函または送信をお願いいたします。

郵送での回答方法

- ご回答は、あなた様(封筒の宛名ご本人)ご自身で6月1日現在を基準にお答えください。
- ご記入は、黒のボールペンまたは濃い鉛筆でお願いします。
- ご回答は、質問ごとにあてはまる番号に○をつけてください。
- 回答数は()内の指示に沿ってください。
- 質問によっては、回答していくだく方が限られる場合があります。矢印や「ことわり書き(問～で～とお答えの方に)」をよくお読みください。
- 「その他」にあてはまる場合は、お手数ですが()内になるべく具体的にその内容をご記入ください。



インターネットでの回答方法

[回答専用サイト] <https://katsushika.qkr.jp/Q/auto/ja/k/g/>

- 本調査は、スマートフォンやパソコンからでも回答できます。
- 別紙「インターネットで回答される方へ」をご確認ください。

ID : kg19999

パスワード : a12b3c

■調査についてのお問い合わせ先 葛飾区 総務部人権推進課 男女平等推進係

電話 5698-2211 FAX 5698-2315

かいとう とうけいてき ぶんせき しつれい げんざい じしん

◎はじめに、ご回答を統計的に分析するために、失礼ですが、現在のあなた自身のことについておたずねします。

F1 あなたの性別をお答えください。(○は1つだけ)

1. 女性

2. 男性

3. 未回答

F2 あなたの年齢はいくつですか。(令和7年6月1日現在) (○は1つだけ)

1. 10歳代

3. 30歳代

5. 50歳代

7. 70歳代

2. 20歳代

4. 40歳代

6. 60歳代

8. 80歳代以上

F3 あなたは結婚していますか。(○は1つだけ)

1. 結婚している

4. 結婚していたが、離別・死別した

2. 結婚していないが同居の異性のパートナー
がいる(事実婚を含む)

5. 結婚していない

3. 結婚していないが同居の同性のパートナー
がいる

(F3で1~3のいずれかをお選びの方に)

F3-1 あなたの世帯は、共働きですか。(○は1つだけ)

1. 共働き

3. 配偶者・パートナーだけ働いている

2. 自分だけ働いている

4. ともに働いていない

ここからは再び、すべての方におたずねします。

F4 お子さんはいらっしゃいますか。(○は1つだけ)

1. いる

2. いない

(F4で「1.いる」をお選びの方に)

F4-1 一番下のお子さんはいくつですか。(○は1つだけ)

1. 3歳以下

4. 中学生

7. その他

2. 4歳以上(小学校入学まで)

5. 高校生以上の学生

()

3. 小学生

6. 社会人

F5 あなたの世帯は、次のように分類した場合、どれにあたりますか。ご自分の立場(自分が親、自分が子ども)にかかわらず、世帯構成をお答えください。(○は1つだけ)

1. ひとり暮らし

4. 親と子ども夫婦(二世代家族)

2. 夫婦のみ(一世代家族)

5. 親と子ども夫婦と孫(三世代家族)

3. 親と未婚の子ども

6. その他()

◎男女平等についておたずねします。

問1 あなたは、日々の暮らしの中で、男女平等社会はどの程度進んでいると思いますか。

(○は1つだけ)

- 1. 十分平等になってきている**
- 2. かなり平等になってきている**
- 3. 少しは平等になってきている**
- 4. ほとんど平等になっていない**

- 5. わからない**

(問1で3~4のいずれかをお選びの方に)

問1-1 具体的に、どのような点で男女の不平等を感じますか。(○はあてはまるものすべて)

- 1. 家事や育児のほとんどを女性が担っている**
- 2. 男性が仕事に追われ、家事・育児・教育などの家庭生活にかかわりにくい**
- 3. 就職や採用、昇格や賃金など、労働の場面で男女に格差がある**
- 4. 介護の負担が女性に偏っている**
- 5. 「男らしさ、女らしさ」という考え方、人々の間にある**
- 6. 風俗産業やマスメディアなどで、女性の性が商品化されている**
- 7. 議員や企業の管理職、地域社会の役員など、女性の社会参画が進んでいない**
- 8. 職場や学校などで、セクシュアル・ハラスメント(性的いやがらせ)がおこる**
- 9. 家庭内・外にかかわらず、女性に対する暴力がなくならない**
- 10. 学校や日常生活の中で、男女による役割分担がある**
- 11. その他 ()**

問2 あなたは、次のような面で男女の地位が平等になっていると思いますか。(ア)~(ク)のそれについて、あなたの感じ方に近いものを選んでください。(○はそれぞれ1つずつ)

かいどう れい 回答の例 ->	優遇されている 男性が	優遇されている やや男性が	平等である	優遇されている やや女性が	優遇されている 女性が	わからない
(ア) 家庭生活	1	2	③	4	5	6
(イ) 職場	1	2	3	4	5	6
(ウ) 学校教育の場	1	2	3	4	5	6
(エ) 政治の場	1	2	3	4	5	6
(オ) 法律や制度の上	1	2	3	4	5	6
(カ) 社会通念・慣習・しきたりなど	1	2	3	4	5	6
(キ) 自治会やNPOなどの地域活動の場	1	2	3	4	5	6
(ク) 全体として、現在の日本では	1	2	3	4	5	6

◎結婚観についておたずねします。

問3 次にあげる(ア)～(カ)の考え方について、あなたはどう思いますか。(○はそれぞれ1つずつ)

	そう思つ おも	そう思つ おも	どちらかといえ おも	どちらかといえ おも	そう思わない おも
かいとう 回答の例 -->	1	②	3	4	
(ア) 結婚は個人の自由、してもしなくともどちらでもよい	1	2	3	4	
(イ) 夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである	1	2	3	4	
(ウ) 夫も妻も外で働き、家事も分担するべきである	1	2	3	4	
(エ) 結婚しても必ずしも子どもをもつ必要はない	1	2	3	4	
(オ) 結婚しても相手に満足できないときは離婚すればよい	1	2	3	4	
(カ) 未婚の女性が子どもを産み育てるのもひとつの生き方だ	1	2	3	4	

◎家庭生活についておたずねします。

問4 家庭の中で、あなたは(ア)～(シ)にあげることを、どの程度行っていますか。

(○はそれぞれ1つずつ)

F5で、「ひとり暮らし」とお答えの方は、問5へ

	いつもしている おも	ときどきやめる おも	ほとんどしない おも	まったくしない おも	する必要がない おも	子どもや介護をする おも
かいとう 回答の例 -->	1	2	③	4	5	
(ア) 食事のしたく	1	2	3	4		
(イ) 食事の後片付け	1	2	3	4		
(ウ) 食料品・日用品の買い物	1	2	3	4		
(エ) 洗濯	1	2	3	4		
(オ) 部屋の掃除・片付け	1	2	3	4		
(カ) 風呂やトイレの掃除	1	2	3	4		
(キ) ゴミ出し	1	2	3	4		
(ク) 町内会や自治会への出席	1	2	3	4		
(ケ) 育児・子どもの教育や保育園・幼稚園への送迎	1	2	3	4	5	
(コ) 家族の病気の看護・介護	1	2	3	4	5	
(サ) 授業参観や保護者会、PTAへの出席	1	2	3	4	5	
(シ) その他()	1	2	3	4	5	

問5 あなたは、家庭生活において男性は家事・育児・介護などについて、どれくらい取り組めばよいと思しますか。(○は1つだけ)

- | | |
|-------------------|--------------------|
| 1. 積極的に取り組む | 3. 配偶者・パートナーを手伝う程度 |
| 2. 配偶者・パートナーと分担する | 4. 配偶者・パートナーに任せておく |

問5-1 問5で回答した理由をご記入ください。(○はあてはまるものすべて)

1. 男女平等に反すると思う
2. 自分の両親も役割分担をしていた
3. 男性が家事・育児・介護などに取り組み配偶者・パートナーも外で働くことで、多くの収入を得られると思う
4. 男性が家事・育児・介護などに取り組み配偶者・パートナーも外で働いて能力を発揮した方が、個人や社会にとってよいと思う
5. 家事・育児・介護と両立しながら、配偶者・パートナーも働き続けることは可能だと思う
6. 固定的な男性と女性の役割分担の意識を押し付けるべきでない
7. 日本の伝統的な家族の在り方だと思う
8. 配偶者・パートナーが家事・育児・介護をする方がよいと思う
9. 家事・育児・介護と両立しながら、配偶者・パートナーが働き続けることは大変だと思う
10. 男性の仕事が忙しく、家事・育児・介護を手伝うことができない
11. その他 ()
12. わからない

問6 男性が家事・育児・介護にさらに参加するためには、何が必要だと思いますか。

(○はあてはまるものすべて)

1. 男性自身の家事・育児・介護に取り組みたいと思う気持ち
2. 男性が家事・育児・介護に参加することに対する男性自身の抵抗感をなくす
3. 男性が家事・育児・介護に参加することに対する女性の抵抗感をなくす
4. 男性自身の家事・育児・介護の知識の習得やスキルの向上
5. 配偶者・パートナーとのコミュニケーションの向上により、家庭参画の機会が得られる
6. 男性が家事・育児・介護を行うための仲間(ネットワーク)作りをする
7. 労働時間短縮や休暇取得率の上昇に会社が取り組む
8. 男性が家事・育児・介護を担うことに対する、職場の上司や同僚の理解
9. 仕事より家庭を優先することがあっても、会社での人事評価が変わらない
10. 特に必要なことはない
11. わからない

◎就労についておたずねします。

問7 あなたの職業は、次のどれですか。(○は1つだけ)

- | | |
|-----------------------------|------------------------|
| 1. 自営業・経営者 | 11. 学生(高校・専門学校・大学・大学院) |
| 2. フリーランス(開業医、弁護士・習い事の先生など) | 12. 休職中 |
| 3. 家事従業者 | 13. 失業中 |
| 4. 正社員・正職員 | 14. 無職 |
| 5. 派遣・契約嘱託社員 | |
| 6. パートタイム | |
| 7. アルバイト | |
| 8. 内職 | |
| 9. 在宅就業 | |
| 10. その他() | |

(問7で1~10のいずれかをお選びの方に)

問7-1 あなたの職場では、次のような男女の差別がありますか。(○はあてはまるものすべて)

- | | |
|----------------------------------|--|
| 1. 男女の賃金格差 | |
| 2. 昇進、昇格に男女差(女性管理職に登用しない) | |
| 3. 女性の能力を正当に評価しない | |
| 4. 女性の配置場所の限定 | |
| 5. 女性には補助的な仕事をさせる | |
| 6. 女性は結婚や出産で退職しなければならないような雰囲気がある | |
| 7. 中高年以上の女性に退職を勧奨するような雰囲気がある | |
| 8. 女性は教育・研修を受ける機会が少ない | |
| 9. 妊娠中の女性への配慮がされていない | |
| 10. その他() | |
| 11. 特にない | |
| 12. わからない | |

ふたた
かた
ここからは再び、すべての方におたずねします。

問8 女性の働き方について、あなたが望ましいと思うのは次のどれですか。 (○は1つだけ)

1. 結婚・出産後もずっと仕事を持つ
2. 子育ての時期だけ一時辞めて、その後はまた仕事を持つ
3. 子どもができるまでは仕事を持ち、その後は持たない
4. 結婚するまでは仕事を持つが、結婚後は持たない
5. 仕事を持たない
6. その他 ()
7. わからない

問8-1 問8で回答した理由をご記入ください。(○はあてはまるものすべて)

1. 本人が望む働き方をするべきだと思う
2. 夫婦で働いた方が多くの収入を得られる
3. 経済力を持った方がよいと思う
4. 仕事と家庭の両立支援が十分でない
5. 家庭を守り、家で子どもの面倒を見た方がよいと思う
6. その他 ()
7. わからない

問9 結婚や妊娠・出産により仕事を辞めた女性が再び仕事を持つことを希望する場合、あなたはどのようなことが必要だと思いますか。 (○はあてはまるものすべて)

1. 求人情報を入手しやすくする
2. 再就職のためのセミナー、講習を実施する
3. 技術や技能の習得の機会を多くする
4. 求人の年齢制限の緩和
5. 多様な労働条件
6. 働き方の選択肢を多くする
7. 就職に関する相談体制の充実
8. 保育所・学童保育クラブなどの保育施設の充実
9. 高齢者の介護施設、医療施設の充実
10. 出産などで退職した後に希望すれば復帰できる再雇用制度の充実
11. 女性が起業をする場合の支援
12. その他 ()
13. わからない

問10 育児休業と介護休業、それについてお答えください。

	育児休業	介護休業
問10 あなたは育児休業・ 介護休業を利用した ことがありますか。 (○はそれぞれ1つずつ)	<p>1. 利用したことがある</p> <p>2. 利用したことはない</p> <p>3. 小さい子どもがいない ので利用する必要が ない → 問11へ</p>	<p>1. 利用したことがある</p> <p>2. 利用したことはない</p> <p>3. 介護を要する人が いないので利用する 必要がない → 問11へ</p>
(問10で「1. 利用し たことがある」とお選び の方に) 問10-1 どのくらいの期間、 休暇を取りましたか。 (回答の場合、○は どちらも1つ)	<p>1. 3ヶ月未満</p> <p>2. 3ヶ月～6ヶ月未満</p> <p>3. 6ヶ月～1年未満</p> <p>4. 1年以上 (年 カ月)</p> <p>複数回利用したことがある方は、最近のケースでご回答ください。</p>	<p>1. 1ヶ月未満</p> <p>2. 1ヶ月～2ヶ月未満</p> <p>3. 2ヶ月～3ヶ月未満</p> <p>4. 3ヶ月以上</p>
(問10で「2. 利用し たことはない」とお選び の方に) 問10-2 利用しなかった理由 はなんですか。 (回答の場合、○は どちらもあてはまる ものすべて)	<p>1. 職場に代替要員がいない</p> <p>2. 前例がない</p> <p>3. 経済的な理由</p> <p>4. 仕事にブランクを作りたく なかった</p> <p>5. 配偶者など自分以外に 子どもをみてくれる人がいた</p> <p>6. 育児休業制度を知らなかった</p> <p>7. 利用したくとも、取りにくく 雰囲気だった</p> <p>8. 対象ではない</p> <p>9. 出産前に離職した</p> <p>10. 自営業のため、制度が使えない</p> <p>11. その他 ()</p>	<p>1. 職場に代替要員がいない</p> <p>2. 前例がない</p> <p>3. 経済的な理由</p> <p>4. 仕事にブランクを作りたく なかった</p> <p>5. 介護サービス利用など自分以外 に介護をしてくれる人がいた</p> <p>6. 介護休業制度を知らなかった</p> <p>7. 利用したくとも、取りにくく 雰囲気だった</p> <p>8. 対象ではない</p> <p>9. 介護をするために離職した</p> <p>10. 自営業のため、制度が使えない</p> <p>11. その他 ()</p>

ここからは再び、すべての方におたずねします。

◎ワーク・ライフ・バランス※についておたずねします。

※「ワーク・ライフ・バランス」とは、「仕事と生活の調和」と訳され、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる状態をいいます。

問11 あなたはワーク・ライフ・バランスという言葉を知っていますか。(○は1つだけ)

- | | |
|-------------------------------|----------------|
| 1. 内容まで知っている | 3. 知らない |
| 2. 内容は知らないが言葉は聞いたことがある | |

問12 生活の中での、「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」(地域活動・学習・趣味・付き合いなど)
の優先度について、(ア) 希望と(イ) 現実(現状)、それをお答えください。

(ア) あなたの希望に最も近いもの	(イ) あなたの現実(現状)に最も近いもの
1. 「仕事」	1. 「仕事」
2. 「家庭生活」	2. 「家庭生活」
3. 「地域・個人の生活」	3. 「地域・個人の生活」
4. 「仕事」と「家庭生活」	4. 「仕事」と「家庭生活」
5. 「仕事」と「地域・個人の生活」	5. 「仕事」と「地域・個人の生活」
6. 「家庭生活」と「地域・個人の生活」	6. 「家庭生活」と「地域・個人の生活」
7. 「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」	7. 「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」
8. わからない	8. わからない

問13 ワーク・ライフ・バランスを実現するためには、あなたはどのようなことが必要だと思いますか。
(○はあてはまるものすべて)

1. 残業を減らしたり、年休をしっかりとる
2. 在宅勤務や仕事の段取りを工夫するなど、業務の効率化により長時間労働を改善する
3. 地域活動、NPO活動に積極的に参加する
4. 男女ともにさまざまなライフスタイルを選択できるという意識の普及を図る
5. 男性の家事・育児・介護をすすめる
6. 残業や副業を行わなくても生活ができるよう、賃金が上昇する
7. 職場の人員を増やすなどにより、一人ひとりの業務量を減らす
8. フレックスタイム制※、短時間勤務制度の利用促進をする
9. 管理職をはじめ、職場の人々に理解を深めてもらう
10. 再就職を希望する女性のための講座や再雇用制度を充実させる
11. 育児・介護休業制度の普及を図る
12. 保育所・学童保育などの育児環境を充実させる
13. ホームヘルパーや介護施設を充実させる
14. その他()
15. わからない

※「フレックスタイム制」とは、一定の期間について、あらかじめ定めた労働時間の範囲内において労働者が自ら始業・終業時刻を決める労働時間制度をいいます。

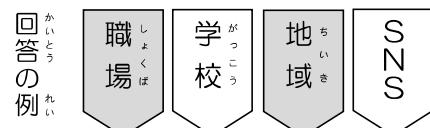
◎セクシュアル・ハラスメント*についておたずねします。

*「セクシュアル・ハラスメント」とは、性的な言動により相手の生活環境を害すること、または性的な言動を受けた側に不利益を与えることをいいます。

問14 セクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）は一定の人間関係の中で発生し、職場だけでなく、あらゆる場所で男女ともに受けける可能性があります。あなたはこれまでに、職場・学校・地域で、次のような不愉快な経験をしたことがありますか。

（○は職場、学校、地域ごとに、あてはまるものすべて）

※高校生や大学生等の方は、「職場」はバイト先での経験について答えてください



(ア) いやがっているのに性的な話・言葉を聞かされた	1	1	1	1
(イ) 「女（男）のくせに」「女（男）だから」と差別的な言い方をされた	2	2	2	2
(ウ) 不必要に身体を触られた	3	3	3	3
(エ) 宴会やカラオケ等でお酒やデュエットを強要された	4	4	4	4
(オ) 交際を強要された	5	5	5	5
(カ) 性的行為を強要されたり、されそうになったりした	6	6	6	6
(キ) 性的な噂をたてられたり、インターネットやSNSに書き込まれたりした	7	7	7	7
(ク) 結婚や異性との交際にについてしつこく聞かれた	8	8	8	8
(ケ) 容姿、年齢などについて傷つくようなことを言われた	9	9	9	9
(コ) 外出中などに後をつけられたり、つきまとわれたりした	10	10	10	10
(サ) プライバシーに関することや性的な内容のメールや手紙・電話を受けた	11	11	11	11
(シ) ヌード写真やポルノ雑誌を目につくところに置かれたり、はられたりした	12	12	12	12
(ス) その他（ ）	13	13	13	13
(セ) 特にない	14	14	14	14

問15へ

問15は、問14の（ア）～（ス）に、1つでも〇をつけた方におたずねします。

問15 あなたはこれまでに、だれか（どこか）に打ち明けたり、相談したりしましたか。

（〇は1つだけ）

1. そうだん 相談した

2. そうだん 相談しなかった（できなかった）

（問15で「1. 相談した」とお選びの方に）

問15-1 そのとき、だれ（どこ）に相談しましたか。（〇はあてはまるものすべて）

1. 警察に通報・相談した
2. 警察以外の公的機関に相談した
3. 民間の機関に相談した
4. 弁護士に相談した
5. 家族に相談した
6. 友人・知人に相談した
7. 会社の人事課、上司などに相談した
8. 学校の事務局などに相談した
9. その他（
）

（問15で「2. 相談しなかった（できなかった）」とお選びの方に）

問15-2 だれ（どこ）にも相談しなかった、できなかった理由は何ですか。

（〇はあてはまるものすべて）

1. どこに相談してよいかわからなかった
2. 恥ずかしかった
3. 相談しても無駄だと思った
4. 相談したことがわかると仕返しをされると思った
5. 相談することによって、自分が不快な思いをすると思った
6. 自分さえ我慢すれば、何とかやっていけると思った
7. 世間體が悪い
8. 他人を巻き込みたくないかった
9. 被害を受けたことを忘れたかった
10. 自分にも悪いところがあると思った
11. 相談するほどのことではないと思った
12. 自分で加害者に対応しようと思った
13. その他（
）

ここからは再び、すべての方におたずねします。

◎DV（ドメスティック・バイオレンス）についておたずねします。

問16 DV（ドメスティック・バイオレンス）とは、配偶者などに**対し著しい身体的または精神的苦痛**を与える暴力的行為をいいます。あなたはこれまでに配偶者（事実婚や別居、離別を含む）や恋人などのパートナーから、次のようなDVを受けたことがありますか。（○はそれぞれ1つずつ）

答えたくない方は → 問18へ

ご自分がDVの場面を見たり聞いたりしたことがある方は、ここにチェックをつけてください。



何度もあつた	1、2度あつた	まったくない	見たり聞いたりがある
回答の例	1	2	3
(ア) 命の危険を感じるくらいの暴力を受ける	1	2	3
(イ) 医師の治療が必要となる暴力を受ける	1	2	3
(ウ) 医師の治療が必要ではない程度の暴力を受ける	1	2	3
(エ) 嫌がっているのに性的行為を強要される	1	2	3
(オ) 見たくないのにポルノビデオ・雑誌・アダルトサイトを見せられる	1	2	3
(カ) 避妊に協力してもらえない	1	2	3
(キ) 何を言っても無視される	1	2	3
(ク) 常に居場所を把握する、交友関係や電話、メール、郵便物、SNSを細かく監視するなど付き合いを制限される	1	2	3
(ケ) 「誰のおかげで生活できるんだ」とか「かいじょうなし」と言われる	1	2	3
(コ) 「女(男)のくせに」「女(男)だから」と差別的な言い方をされる	1	2	3
(サ) 容姿について傷つくようなことを言われる	1	2	3
(シ) 大声で怒鳴られる	1	2	3
(ス) 大切なものを壊される	1	2	3
(セ) 生活費を渡してもらえない	1	2	3
(ソ) 目の前で子どもに暴力をふるわれる	1	2	3
(タ) 性的な画像をインターネット上に公開される「リベンジポルノ」の被害を受けたことがある	1	2	3
(チ) その他（ ）	1	2	3

1つでも○をつけた方は問17へ

問17は、問16の（ア）～（チ）の「何度もあった」「1、2度あった」に、
1つでも○をつけた方におたずねします。

問17 あなたはこれまでに、だれか（どこか）に打ち明けたり、相談したりしましたか。
(○は1つだけ)

1. 相談した

2. 相談しなかった（できなかった）

(問17で「1. 相談した」とお答えの方に)

問17-1 そのとき、だれ（どこ）に相談しましたか。（○はあてはまるものすべて）

1. 警察に通報・相談
2. 区の相談窓口に相談
3. 都の相談窓口に相談
4. 民生委員や人権擁護委員などに相談
5. 民間の機関や学校に相談

6. 医師に相談
7. 弁護士に相談
8. 家族や親族に相談
9. 反人・知人に相談した
10. その他

()

(問17で「2. 相談しなかった（できなかった）」とお答えの方に)

問17-2 だれ（どこ）にも相談しなかった、できなかった理由は何ですか。
(○はあてはまるものすべて)

1. どこに相談してよいかわからなかった
2. 恥ずかしかった
3. 相談しても無駄だと思った
4. 相談したことがわかると仕返しを受けたり、もっとひどい暴力を受けたりすると思った
5. 相談することによって、自分が不快な思いをすると思った
6. 自分さえ我慢すれば、何とかやっていけると思った
7. 世間体が悪い
8. 他人を巻き込みたくないかった
9. 被害を受けたことを忘れたかった
10. 自分にも悪いところがあると思った
11. 相手の行為は愛情の表現だと思った
12. 相談するほどのことではないと思った
13. 自分で加害者に対応しようと思った
14. その他

()

ふたたかた
ここからは再び、すべての方におたずねします。

問18 あなたは、DV（ドメスティック・バイオレンス）の防止および被害者支援のために、どのような対策が必要だと思いますか。（○はあてはまるものすべて）

1. 家庭内であっても暴力は犯罪であるという意識を広める
2. いざというときに駆け込める緊急避難場所（シェルター）の整備
3. 緊急時の相談体制の充実
4. 住居や就労の斡旋、経済的援助など、自立して生活するための支援策の充実
5. カウンセリングや日常的な相談など、精神的に自立するための支援策の充実
6. 相談・支援するスタッフの意識と能力を高める
7. 子どもがいても安心して相談・避難ができるような体制の充実
8. 暴力への対応方法や関係機関の紹介など、DV（ドメスティック・バイオレンス）に関するいろいろな知識の提供
9. 離婚訴訟への支援など、法的なサポートの充実
10. 加害者の自覚を促すプログラムなど、対応の充実
11. デートDV※防止講座の開催や男女平等教育の推進など、学校などにおいて暴力を防止するための教育を行う
12. 行政や警察による積極的な啓発活動
13. 法律による規制の強化や見直しを行う
14. 身近で配偶者やパートナーによる暴力に気付いたら、周囲の人が通報することが大切であるという意識づくり
15. その他（
）
16. わからない

※「デートDV」とは、交際相手からの暴力のことで、配偶者からの暴力を未然に防止するために、主に若年層を対象としたDV防止の啓発が学校現場などで行われています。

◎性の表現についておたずねします。

問19 テレビ、ビデオ、インターネット、映画、新聞、雑誌、広告などのメディアでの固定的な性別役割分担※の表現や、女性に対する暴力、身体、性の表現について、あなたは日頃どのように感じていますか。 (○はあてはまるものすべて)

※「固定的な性別役割分担」とは、男性、女性という性別を理由として、「男性は仕事・女性は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」など、男性・女性の役割を固定的に決めることがあります。

1. 固定的な性別役割分担を助長する表現が目立つ
2. 女性の性を過度に強調するなど、行き過ぎた表現が目立つ
3. 社会全体の性や暴力に関する倫理観が損なわれている
4. 女性に対する犯罪を助長する恐れを感じる
5. 子どもの目にふれないような配慮が足りない
6. 自分の意思と関係なく目に入ることがあり、気分を害する
7. その他 ()
8. 特に問題はない
9. わからない

◎性の多様性についておたずねします。

問20 あなたは今まで自分の性別について悩んだことはありますか。(○は1つだけ)

1. ある

2. ない

(問20で「1. ある」とお答えの方に)

問20-1 どのようなことで悩みましたか。(○はあてはまるものすべて)

1. 男らしさ・女らしさを求められた
2. 异性に生まれたかった
3. こころの性と体の性が異なる
4. 言葉遣いや服装、振る舞いなど、外部に表現する性に関して
5. 性的指向※に関して
6. その他 ()

※「性的指向」とは、自分の恋愛や性愛の感情が、どの性別に向くか／向かないか、という要素。

ここからは再び、すべての方におたずねします。

問21 あなたはLGBT※または、LGBTQ+※という言葉をご存じですか。(○は1つだけ)

※「LGBT」とは、Lesbian（レズビアン、女性同性愛者）、Gay（ゲイ、男性同性愛者）、Bisexual（バイセクシュアル、両性愛者）、Transgender（トランスジェンダー、性別越境者）の頭文字をとった単語で、セクシュアル・マイノリティ（性的少数者）の総称のひとつです。電通ダイバーシティ・ラボの2023年の調査では、日本における「LGBTQ+」の割合は人口の9.7%だと言われています。

※LGBTQ+の「Q」は、Questioning（クエスチョンング、自らの性のあり方について特定の枠に属さない人、わからない人、決めてたくない人。典型的な男性・女性ではないと感じる人）の頭文字をとった言葉。ここに「+」をつけることで、「L・G・B・T・Q」に当てはまらない多様な性を表現しています。

1. 兩方とも知っている
2. 兩方とも初めて知った

3. 「LGBT」は知っていたが、「LGBTQ+」は初めて知った
4. 兩方とも知らない

◎健康（性と生殖に関する健康と権利※）についておたずねします。

問22 あなたは性や妊娠・出産に関して自分で決め、女性が自分の健康を守るために、どのようなことが必要だと思いますか。(○はあてはまるものすべて)

※性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）とは、性や子どもを産むことに関するすべてにおいて、自分の意思が尊重され、自分の身体に関することを自分自身で決められる権利のことです。

1. 子どもの成長と発育に応じた性教育
2. 性や妊娠／予期せぬ妊娠・出産・産後・不妊についての情報提供・相談体制の充実
3. 喫煙や薬物など、男女の健康への害についての情報提供・相談体制の充実
4. 性感染症（カンジダ症、クラミジア感染症など）についての情報提供・相談体制の充実
5. 更年期についての情報提供・相談体制の充実
6. 「子どもの数や子どもを産むか産まないかなどについて自分で決める」という考え方についての情報提供・相談体制の充実
7. その他（ ）
8. わからない

◎学校教育についておたずねします。

問23 あなたは男女平等の社会を実現するためには、学校教育の場では特にどのようなことに力を入れればよいと思いますか。（○はあてはまるものすべて）

1. 男女平等の意識を育てるための授業を工夫して実施
2. 日常の学校生活の中での男女平等の実践
3. 男女平等に関する副教材を活用した指導
4. 男女の別なく、個性や能力を活かせる指導の充実
5. セクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンスについての学習
6. 自分および異性の性を尊重する意味での性教育の充実
7. 人間としての尊厳、平等を尊重することに力点を置いた指導
8. 教職員への男女平等研修の充実
9. 学校から家庭や地域に向けた男女平等に関する情報発信
10. その他（
）
11. 特にない
12. わからない

◎女性の社会参画についておたずねします。

問24 葛飾区では、区の策に女性の意見が十分に反映されるよう、審議会などの政策・方針決定過程への女性の参画を促進しております。そのため、「葛飾区男女平等推進計画（第6次）」（令和4年度～令和8年度）の計画期間中に審議会などへの女性の参画率を、令和8年度末に40%以上することを目指しています。現在、区議会議員の中に占める女性議員の数は39人中13人（33.0%）、令和7年4月1日現在の行政委員会や附属機関等の女性委員の数は1,063人中324人（約30.5%）となっています。あなたは、この状況をどのように思いますか。（○は1つだけ）

- | | |
|----------------------|-------------------------|
| 1. 今までよい | 4. 男性を上回るほど、女性が増えたほうがよい |
| 2. もう少し女性が増えたほうがよい | 5. その他（
） |
| 3. 男女半々くらいまで増えたほうがよい | 6. わからない |

問25 あなたは議員や審議会委員など政策や方針を決定する過程への女性の参画を妨げているのは、どのようなことだと思いますか。（○はあてはまるものすべて）

- | | |
|------------------------------------|----------------------|
| 1. 家庭、職場、地域における性別による役割分担や性差別の意識がある | 4. 家族の理解がない・賛成を得られない |
| 2. 女性の参画を進めようと意識している人が少ない | 8. 金銭的な余裕がない |
| 3. 女性の能力開発の機会が十分でない | |
| 5. 組織運営が男性優位である | |
| 6. 女性側の積極性が足りない（責任ある地位に就きたがらない） | |
| 7. 指導力のある女性が少ない | |
| 9. 政党が積極的に女性が参加できるような方針を立てていない | |
| 10. その他（
） | |
| 11. わからない | |

問26 あなたは政治や行政において企画や方針決定の過程で女性の参画を進めていくためには、どうしたらよいと思いますか。 (○はあてはまるものすべて)

1. 政治や行政について、男女の意識を変えるためのセミナーなどを積極的に開催する
2. 区が女性職員の採用・登用・教育訓練などに目標を設けたり、女性職員の管理・監督者昇任を促す計画を作成する
3. 番議会や委員会などの委員に女性を優先的に任命する
4. 政党が選挙の候補者に一定の割合で女性を含めるようにする
5. その他 ()
6. わからない

⑤防災についておたずねします。

問27 東日本大震災の発生以降、能登半島地震においても日頃の防災活動や災害発生時の避難所生活において、多様な人々の視点に基づく運営が必要だと言われております。あなたは、地域の防災活動や災害時における人々の生活環境の確保に、どのようなことが必要だと思いますか。 (○はあてはまるものすべて)

1. 性別に応じてプライバシー（更衣、授乳、トイレ、就寝スペースなど）を確保するように避難所運営に男女ともに参画して行う
2. 災害時を配慮する（高齢者、障害者、乳幼児など）をはじめ、さまざまな状態の人の視点を取り入れた避難所運営を行う
3. 自治会や町内会、ボランティア仲間など、日頃の地域のネットワークを活用した防災活動や避難所運営を行う
4. 災害発生時に備え、日頃の地域活動や、行政の防災に関する講座・イベントの中で、災害時に指導的役割を担う女性リーダーの育成を行う
5. 食事作りや清掃、子ども・高齢者のケアなどの担い手が、片方の性に偏らないようになるなど、一定の人々への過度な負担が発生しないようにする
6. 委員会や会議など防災分野の政策・方針決定過程へ、より多くの女性が参画できるようにする
7. 行政が作成する地域防災計画や各種災害対応マニュアルに、男女双方の視点や、さまざまな立場の人の視点を反映する
8. 消防職員、消防団員、警察官、自衛官などについて、防災現場に女性の視点が活かせるよう、女性職員の採用・登用を進める
9. その他 ()
10. わからない

問28 「葛飾区男女平等推進センター（ウィメンズパル）」は、誰もが自分らしく生きていける男女平等社会の実現を目指す、学びと交流の場です。あなたは、葛飾区男女平等推進センター（ウィメンズパル）を知っていますか。（○は1つだけ）

1. 知っている

2. 知らない

問29 葛飾区男女平等推進センターにおいて、あなたが参加または利用してみたいものはどれですか。（○はあてはまるものすべて）

1. 平日の日中に開催される男女平等に関する講座・講演会
2. 平日の夜間や土日に開催される男女平等に関する講座・講演会
3. 男女平等に関する図書資料室（図書や雑誌などの閲覧・利用）
4. 相談事業（法律相談、悩みごと相談、配偶者等からの暴力相談）
5. パルフェスタ（センターまつり）、啓発誌の発行などの啓発事業
6. 学習・交流のための会議室や学習室
7. 登録団体・グループの自主活動
8. その他（ ）
9. 特にない

問30 あなたは男女平等社会を実現するために、今後、区ではどのような施策を充実したらよいと思いますか。（○はあてはまるものすべて）

1. 病気や緊急時に、家事・育児・介護を手助けする制度の充実
2. 労働（パート・内職を含む）に関する情報の提供と相談の充実
3. 高齢者・障害者介護に関する支援の充実
4. 子育て・育児に関する支援の充実
5. 女性の自立や男女平等に関する講座・講演会や交流イベントの充実
6. 社会参画をめざす女性の人材育成
7. 男性向けの育児や介護などに関する講座の開催
8. 女性のための各種相談の充実
9. 学校における男女平等教育の推進
10. 情報誌やパンフレットなどの情報提供の充実
11. 女性の自主的活動や研究活動への支援
12. 審議会などへの女性の積極的な登用
13. 区職員の男女平等意識づくり
14. 夫やパートナーからの暴力の防止および支援の実施
15. その他（ ）
16. 特にない

問31 葛飾区の男女平等・共同参画施策全般についてのご意見・ご要望を自由にご記入ください。

(This is a large rectangular box for handwritten responses to Question 31.)

ご協力ありがとうございました。

ご記入いただいた調査用紙は、同封の返信用封筒（切手不要）にて、7月25日（金）までにご
投函くださいますようお願ひいたします。また、インターネットにより回答することも可能です。

なお、調査結果は12月以降、男女平等推進センターや区立図書館などで調査報告書をご覧いた
だけるほか、区のホームページにも掲載いたします。